

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第十三号）（経営革新課

）

一 改正の要旨

小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年三月三十一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）（建設産業課）

一 改正の理由

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され、工事の受注者に施工体制台帳の作成及び提出が義務付けられることに伴い、必要な規定の整理を行った。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部が改正され、公正取引委員会が行う審判手続が廃止されたことに伴い、知事の請負契約の解除権について必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

★ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十五号）
（建築課）

一 改正の要旨

広島県耐震改修促進計画の変更により、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実施及びその結果の報告が義務付けられたことから、当該報告の添付書類を定めた。

二 施行期日

平成二十七年三月二十六日